

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も

本年10月17日から和歌山県最低賃金は、時間額715円となります。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

なお、最低賃金法違反については、罰則が設けられています。

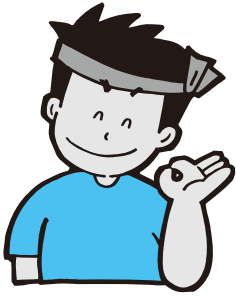
注1 最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

注2 最低賃金額には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・時間外手当・ボーナスなどは含まれません。

注3 派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

注4 「鉄鋼業」「百貨店、総合スーパー」については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

■問い合わせ／和歌山労働局賃金室
☎073・488・1152 また
は最寄りの労働基準監督署へ



事業者のみならずへ 労働保険 険に入っていますか？

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、1人でも労働者を雇っている場合、事業主は、労働保険に加入する義務があり、その手続きが必要です。

■問い合わせ／和歌山労働局労働保険徴収室 ☎073・488・1102 または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへ



関西電力からのお知らせ 冬の節電にご協力をお願いいたします

日頃より節電・省エネにご協力いただき、誠にありがとうございます。

この冬の需給見通しにつきましては、厳寒（平成23年度並み）を想定した場合でも、引き続き、無理なく継続してご協力を賜ることが期待できる節電の織り込み、また、供給力としては自社では供給力が不足するため、他社電力からの応援融通を受電すること等により、予備率は、電

力の供給に最低限必要とされている3%を確保できる見通しです。

しかしながら、発電所のトラブルなど、不測の事態により、電力需給が逼迫することも考えられます。

電力需要の想定におきましては、定着した節電として129万kWを織り込んでいることから、お客さまにおかれましては、着実な節電・省エネにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、電力需給の逼迫が予想される場合には、お客さまの健康に影響を与えない範囲、ライフライン機能等の維持や生産活動に支障のない範囲で、可能な限りの節電にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

■問い合わせ／関西電力…節電お問い合わせ専用ダイヤル ☎0800・123・0171（通話料無料）

